

令和4年度 熊本南部森林管理署 公共工事契約状況

令和5年1月16日

分任支出負担行為担当官
熊本南部森林管理署長 赤星 良治

工 事 名		施 工 場 所		工事種別	工事概要	入札方式
高塚治山工事（2040）		熊本県球磨郡多良木町地内		治山工事	柔構造バリア設置工 1箇所 15m	一般競争入札 （総合評価落札方式）
予定価格（税抜き）	調査基準価格（税抜き）	契約年月日		契約相手方の商号又は名称及び住所		
34,614,000円	31,084,830円	令和5年1月16日		熊本県球磨郡球磨村大字三ヶ浦丙22 昭和建設株式会社		
契約金額（税抜き）	工事着手の時期	工事完成の時期				
34,300,000円	令和5年1月	令和5年3月				

○予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第73条の規定に基づく競争参加資格

別添「入札公告」のとおり

○競争に参加しようとした者の商号又は名称並びにそのうち競争に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由

別紙「競争参加資格確認結果書」（別添1）のとおり

○入札者の商号又は名称及び各入札者の各回の入札金額

別紙「入札執行調書」（別添2）のとおり

○予定価格の作成に用いた積算価格についての内訳

別紙「工事積算内訳書」（別添3）のとおり

有限会社ふじもと
代表取締役 藤本 伸介 殿

分任支出負担行為担当官
熊本南部森林管理署長 赤星 良治

見積案内

下記工事施工のため、貴殿を見積者に指名いたしますので、下記事項をご了知の上、見積書を提出いただきますようご案内いたします。

記

1 見積に関する事項

工 事 名 : 高塚治山工事 (2040)
工 事 内 容 : 溪間工 1 基 柔構造バリア設置工 (15m)
工事場所等 : 別紙数量内訳書のとおり
履 行 期 間 : 令和 5 年 3 月 24 日

2 工事に関する説明事項

図面等は熊本南部森林管理署で閲覧ください。また、現地説明を希望される場合は、予め、治山グループへご連絡ください。

3 見積書提出に関する事項

場 所 : 熊本南部森林管理署 総務グループ (郵送可)
日 時 : 令和 5 年 1 月 12 日 15 時 00 分まで
提出書類 : 見積書 工事費内訳書

4 お問合せ先

〒868-0071
熊本県人吉市西間上町 2607-1
熊本南部森林管理署 治山グループ (担当 : 木倉)
tel (0966) 23-3311 fax (0966) 23-3370

5 その他

- (1) 落札決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札金額とするので、見積者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。

(2) 本工事は、「熊本地震の被災地（熊本県）で適用する森林整備保全事業標準歩掛」及び「熊本地震の被災地（熊本県）で適用する施工パッケージ型積算方式標準単価表」による試行対象工事である。

- ・ 補正歩掛：土工に関する作業量の補正
- ・ 補正内容：標準作業量を 20%低下する補正

また、「森林保全整備事業設計積算要領」等により各工種区分に従って対象額毎に求めた共通仮設比率及び現場管理比率に、それぞれ次の補正係数を乗じるものとする。

- ・ 共通仮設費

施工地域区分	地域補正係数	復興係数 1.1 (熊本県内)	復興係数 1.4 (阿蘇・上益城地区)
市街地(DID補正)(1)	1.3	1.43	1.43
一般交通影響有り(1)	1.3	1.43	1.43
一般交通影響有り(2)	1.2	1.43	1.4
市街地(DID補正)	1.2	1.32	1.4
山間僻地及び離島	1.3	1.43	1.43
補正なし	1.0	1.1	1.4

- ・ 現場管理費：1.1

(3) 本工事は、週休2日を促進するため、現場閉所による週休2日に取り組むことを前提として直接工事費及び間接工事費の一部を補正して実施する試行工事（受注者希望方式）である。

契約締結後、工事着手前に週休2日の取組について協議して実施するものとし、その取組状況に応じ林野庁工事成績評定要領（平成10年3月31日付け10林野管第31号林野庁長官通知）に基づく工事成績評定（以下「工事成績評定」という。）において評価を行うとともに、「森林土木工事における週休2日の取組実績証明書」を発行する。

なお、現場閉所が4週8休以上でない場合は、現場閉所状況等に応じて請負代金額を変更するが、工事成績評定においてマイナス評価は行わない。

(4) 本工事は、令和4年3月1日以降の労務単価を適用した工事である。

(5) 本工事は、令和3年度積算基準に基づくものであるが、令和4年3月29日に「令和4年4月から適用する森林整備保全事業設計積算要領等に係る取扱いについて」（令和4年3月29日付け3林整計第900号林野庁森林整備部計画課長通知）が通知されたことを踏まえ、工事の発注者又は受注者は、国有林野事業工事請負契約約款第63条の規定に基づき、次の方式により算出された請負代金額等に変更する協議を行うことができるものとする。

$$\text{変更後の請負代金額等} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、「P新」及び「k」は、それぞれ以下を表すものとする。

P新：新積算基準により積算された予定価格に相当する額（単価は入札書の受付開始の日のもの）

k：当初契約の落札率

(6) 本工事は、「共通仮設費のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労務者確保に要する方策に変更が生じ、森林整備保全事業設計積算要領に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費：労務者送迎費、宿泊費、借上費

（宿泊費、借上費については、労務者確保に係るものに限る。）

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (7) 本工事の設計積算に係る標準歩掛及び資材単価等の適用は以下のとおりである。
（令和3年4月適用）標準歩掛、機械損料、
（令和4年4月適用）一般管理費、各種資材
（令和4年10月適用）燃料、鋼製2次製品
（見積単価適用）（試行）コンクリート、石材（別添採用単価及び歩掛かり決定表）
- (8) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費等の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う工事である。
- (9) 本工事については、受注者が追加で費用を要する新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を実施する場合に設計変更の協議の対象となる。受注者からの申し出により、受注者による施工計画書への反映と確実な履行を前提として設計変更を行い、必要に応じて請負代金額の変更や工期の延長を行う。
- (10) 本工事は契約後に翌年度にわたる債務負担行為手続きを行う場合がある。
なお、当該手続きが整わなかった場合は、国有林野事業工事請負契約約款第47条を適用するものとする。

以上

昭和建設株式会社
代表取締役 福元 秀逸 殿

分任支出負担行為担当官
熊本南部森林管理署長 赤星 良治

見積案内

下記工事施工のため、貴殿を見積者に指名いたしますので、下記事項をご了知の上、見積書を提出いただきますようご案内いたします。

記

1 見積に関する事項

工 事 名 : 高塚治山工事 (2040)
工 事 内 容 : 溪間工 1 基 柔構造バリア設置工 (15m)
工事場所等 : 別紙数量内訳書のとおり
履 行 期 間 : 令和 5 年 3 月 24 日

2 工事に関する説明事項

図面等は熊本南部森林管理署で閲覧ください。また、現地説明を希望される場合は、予め、治山グループへご連絡ください。

3 見積書提出に関する事項

場 所 : 熊本南部森林管理署 総務グループ (郵送可)
日 時 : 令和 5 年 1 月 12 日 15 時 00 分まで
提出書類 : 見積書 工事費内訳書

4 お問合せ先

〒868-0071
熊本県人吉市西間上町 2607-1
熊本南部森林管理署 治山グループ (担当 : 木倉)
tel (0966) 23-3311 fax (0966) 23-3370

5 その他

- (1) 落札決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札金額とするので、見積者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。

(2) 本工事は、「熊本地震の被災地（熊本県）で適用する森林整備保全事業標準歩掛」及び「熊本地震の被災地（熊本県）で適用する施工パッケージ型積算方式標準単価表」による試行対象工事である。

- ・ 補正歩掛：土工に関する作業量の補正
- ・ 補正内容：標準作業量を 20%低下する補正

また、「森林保全整備事業設計積算要領」等により各工種区分に従って対象額毎に求めた共通仮設比率及び現場管理比率に、それぞれ次の補正係数を乗じるものとする。

- ・ 共通仮設費

施工地域区分	地域補正係数	復興係数 1.1 (熊本県内)	復興係数 1.4 (阿蘇・上益城地区)
市街地(DID補正)(1)	1.3	1.43	1.43
一般交通影響有り(1)	1.3	1.43	1.43
一般交通影響有り(2)	1.2	1.43	1.4
市街地(DID補正)	1.2	1.32	1.4
山間僻地及び離島	1.3	1.43	1.43
補正なし	1.0	1.1	1.4

- ・ 現場管理費：1.1

(3) 本工事は、週休2日を促進するため、現場閉所による週休2日に取り組むことを前提として直接工事費及び間接工事費の一部を補正して実施する試行工事（受注者希望方式）である。

契約締結後、工事着手前に週休2日の取組について協議して実施するものとし、その取組状況に応じ林野庁工事成績評定要領（平成10年3月31日付け10林野管第31号林野庁長官通知）に基づく工事成績評定（以下「工事成績評定」という。）において評価を行うとともに、「森林土木工事における週休2日の取組実績証明書」を発行する。

なお、現場閉所が4週8休以上でない場合は、現場閉所状況等に応じて請負代金額を変更するが、工事成績評定においてマイナス評価は行わない。

(4) 本工事は、令和4年3月1日以降の労務単価を適用した工事である。

(5) 本工事は、令和3年度積算基準に基づくものであるが、令和4年3月29日に「令和4年4月から適用する森林整備保全事業設計積算要領等に係る取扱いについて」（令和4年3月29日付け3林整計第900号林野庁森林整備部計画課長通知）が通知されたことを踏まえ、工事の発注者又は受注者は、国有林野事業工事請負契約約款第63条の規定に基づき、次の方式により算出された請負代金額等に変更する協議を行うことができるものとする。

$$\text{変更後の請負代金額等} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、「P新」及び「k」は、それぞれ以下を表すものとする。

P新：新積算基準により積算された予定価格に相当する額（単価は入札書の受付開始の日のもの）

k：当初契約の落札率

(6) 本工事は、「共通仮設費のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労務者確保に要する方策に変更が生じ、森林整備保全事業設計積算要領に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費：労務者送迎費、宿泊費、借上費

（宿泊費、借上費については、労務者確保に係るものに限る。）

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (7) 本工事の設計積算に係る標準歩掛及び資材単価等の適用は以下のとおりである。
（令和3年4月適用）標準歩掛、機械損料、
（令和4年4月適用）一般管理費、各種資材
（令和4年10月適用）燃料、鋼製2次製品
（見積単価適用）（試行）コンクリート、石材（別添採用単価及び歩掛かり決定表）
- (8) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費等の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う工事である。
- (9) 本工事については、受注者が追加で費用を要する新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を実施する場合に設計変更の協議の対象となる。受注者からの申し出により、受注者による施工計画書への反映と確実な履行を前提として設計変更を行い、必要に応じて請負代金額の変更や工期の延長を行う。
- (10) 本工事は契約後に翌年度にわたる債務負担行為手続きを行う場合がある。
なお、当該手続きが整わなかった場合は、国有林野事業工事請負契約約款第47条を適用するものとする。

以上

那須建設株式会社
代表取締役社長 那須 正 殿

分任支出負担行為担当官
熊本南部森林管理署長 赤星 良治

見積案内

下記工事施工のため、貴殿を見積者に指名いたしますので、下記事項をご了知の上、見積書を提出いただきますようご案内いたします。

記

1 見積に関する事項

工 事 名 : 高塚治山工事 (2040)
工 事 内 容 : 溪間工 1 基 柔構造バリア設置工 (15m)
工事場所等 : 別紙数量内訳書のとおり
履 行 期 間 : 令和 5 年 3 月 24 日

2 工事に関する説明事項

図面等は熊本南部森林管理署で閲覧ください。また、現地説明を希望される場合は、予め、治山グループへご連絡ください。

3 見積書提出に関する事項

場 所 : 熊本南部森林管理署 総務グループ (郵送可)
日 時 : 令和 5 年 1 月 12 日 15 時 00 分まで
提出書類 : 見積書 工事費内訳書

4 お問合せ先

〒868-0071
熊本県人吉市西間上町 2607-1
熊本南部森林管理署 治山グループ (担当 : 木倉)
tel (0966) 23-3311 fax (0966) 23-3370

5 その他

- (1) 落札決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札金額とするので、見積者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。

(2) 本工事は、「熊本地震の被災地（熊本県）で適用する森林整備保全事業標準歩掛」及び「熊本地震の被災地（熊本県）で適用する施工パッケージ型積算方式標準単価表」による試行対象工事である。

- ・ 補正歩掛：土工に関する作業量の補正
- ・ 補正内容：標準作業量を 20%低下する補正

また、「森林保全整備事業設計積算要領」等により各工種区分に従って対象額毎に求めた共通仮設比率及び現場管理比率に、それぞれ次の補正係数を乗じるものとする。

- ・ 共通仮設費

施工地域区分	地域補正係数	復興係数 1.1 (熊本県内)	復興係数 1.4 (阿蘇・上益城地区)
市街地(DID補正)(1)	1.3	1.43	1.43
一般交通影響有り(1)	1.3	1.43	1.43
一般交通影響有り(2)	1.2	1.43	1.4
市街地(DID補正)	1.2	1.32	1.4
山間僻地及び離島	1.3	1.43	1.43
補正なし	1.0	1.1	1.4

- ・ 現場管理費：1.1

(3) 本工事は、週休2日を促進するため、現場閉所による週休2日に取り組むことを前提として直接工事費及び間接工事費の一部を補正して実施する試行工事（受注者希望方式）である。

契約締結後、工事着手前に週休2日の取組について協議して実施するものとし、その取組状況に応じ林野庁工事成績評定要領（平成10年3月31日付け10林野管第31号林野庁長官通知）に基づく工事成績評定（以下「工事成績評定」という。）において評価を行うとともに、「森林土木工事における週休2日の取組実績証明書」を発行する。

なお、現場閉所が4週8休以上でない場合は、現場閉所状況等に応じて請負代金額を変更するが、工事成績評定においてマイナス評価は行わない。

(4) 本工事は、令和4年3月1日以降の労務単価を適用した工事である。

(5) 本工事は、令和3年度積算基準に基づくものであるが、令和4年3月29日に「令和4年4月から適用する森林整備保全事業設計積算要領等に係る取扱いについて」（令和4年3月29日付け3林整計第900号林野庁森林整備部計画課長通知）が通知されたことを踏まえ、工事の発注者又は受注者は、国有林野事業工事請負契約約款第63条の規定に基づき、次の方式により算出された請負代金額等に変更する協議を行うことができるものとする。

$$\text{変更後の請負代金額等} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、「P新」及び「k」は、それぞれ以下を表すものとする。

P新：新積算基準により積算された予定価格に相当する額（単価は入札書の受付開始の日のもの）

k：当初契約の落札率

(6) 本工事は、「共通仮設費のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労務者確保に要する方策に変更が生じ、森林整備保全事業設計積算要領に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費：労務者送迎費、宿泊費、借上費

（宿泊費、借上費については、労務者確保に係るものに限る。）

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (7) 本工事の設計積算に係る標準歩掛及び資材単価等の適用は以下のとおりである。
（令和3年4月適用）標準歩掛、機械損料、
（令和4年4月適用）一般管理費、各種資材
（令和4年10月適用）燃料、鋼製2次製品
（見積単価適用）（試行）コンクリート、石材（別添採用単価及び歩掛かり決定表）
- (8) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費等の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う工事である。
- (9) 本工事については、受注者が追加で費用を要する新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を実施する場合に設計変更の協議の対象となる。受注者からの申し出により、受注者による施工計画書への反映と確実な履行を前提として設計変更を行い、必要に応じて請負代金額の変更や工期の延長を行う。
- (10) 本工事は契約後に翌年度にわたる債務負担行為手続きを行う場合がある。
なお、当該手続きが整わなかった場合は、国有林野事業工事請負契約約款第47条を適用するものとする。

以上

見 積 書

工 事 名 高塚治山工事(2040)

見積金額	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

上記金額で見積案内、契約書(案)、仕様書、その他関係事項一切を承知のうえ、入札致します。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

熊本南部森林管理署長 赤星 良治 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

印

辞 退 届

工 事 名 高塚治山工事(2040)

上記について、都合により見積もりを辞退します。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

熊本南部森林管理署長 赤星 良治 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

印

(別添2)

国有林野事業工事請負契約約款

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(「施工方法等」という。以下同じ。)については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

- 第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に努力しなければならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

- 第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。
- 3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

- 第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第五号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
- 一 契約保証金の納付
 - 二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - 三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証

四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 受注者が第1項第三号から第五号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第55条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 4 第1項の規定により、受注者が同項第二号又は第三号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第四号又は第五号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（注）ただし書の適用については、たとえば、受注者が第32条第2項の検査に合格した後、請負代金債権を譲渡する場合や工事に係る請負代金債権を担保として資金を借り入れようとする場合（受注者が、「下請セーフティネット債務保証事業」（平成11年1月28日建設省経振発第8号）又は「地域建設業経営強化融資制度」（平成20年10月17日国総建第197号、国総建整第154号）により資金を借り入れようとする等の場合）が該当する。

- 2 受注者は、工事目的物、工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第38条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第一項ただし書の承諾をしなければならない。
- 4 受注者は、前項の規定により、第一項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。
注 第三項を使用しない場合は、同項及び第四項を削除する。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（下請負人の通知）

第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（下請負人の健康保険等加入義務等）

第7条の2 受注者は、下請契約を締結する工事において、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

- 一 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- 二 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- 三 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当

該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

- 一 受注者と直接下請契約を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場合
 - イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - ロ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を受注者が発注者に提出した場合
 - 二 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合
 - イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - ロ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合
- 3 受注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、違約罰として、当該各号に定める額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 社会保険等未加入建設業者が前項第一号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められなかったとき又は受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき 受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の1に相当する額
 - 二 社会保険等未加入建設業者が前項第二号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められず、かつ、受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき 当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額

（特許権等の使用）

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督職員）

- 第9条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。
- 2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - 一 この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
 - 二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
 - 三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
 - 3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
 - 4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
 - 5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(現場代理人及び主任技術者等)

第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

一 現場代理人

二 (A) [] 主任技術者

(B) [] 監理技術者

(C) 監理技術者補佐(建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。)

三 専門技術者(建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。)

(注) (B)は、建設業法第26条第2項の規定に該当する場合に、(A)は、それ以外の場合に使用する。(C)は、(B)を使用する場合において、同条第3項ただし書の規定を使用し、かつ、監理技術者が兼務するときに使用する。[]の部分には、同条第3項本文の工事の場合に「専任」の字句を記入する。

- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、監理技術者等(監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。)及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

(履行報告)

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第12条 発注者は、現場代理人がその職務(監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。)の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督職員は、監理技術者等又は専門技術者(これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。)その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。

- 2 受注者は、設計図書において監督職員の検査(確認を含む。以下この条において同じ。)

を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

- 3 監督職員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督職員の立会い及び工事記録の整備等)

- 第14条 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。
- 2 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督職員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

- 第15条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないとき認めるときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第二項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないとき認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは現状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

- 第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
 - 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
 - 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
 - 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

- 第17条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督職員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督職員の指示によるときその他発注者の責に帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 2 監督職員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
 - 3 前項に規定するほか、監督職員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
 - 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

- 第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。
- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - 三 設計図書の表示が明確でないこと。
 - 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然

的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

- 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
 - 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を合む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
 - 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - 一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
 - 二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
 - 三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
 - 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

- 第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

- 第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
 - 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

- 第21条 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

- 第22条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第23条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第24条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日(第22条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第25条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第26条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注

者が定め、受注者に通知する。

- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

- 第27条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

- 第28条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第30条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第58条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第29条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第58条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

- 第30条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第58条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第38条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において

- 「損害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。
 - 一 工事目的物に関する損害
損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - 二 工事材料に関する損害
損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - 三 仮設物又は建設機械器具に関する損害
損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
 - 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

- 第31条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第20条まで、第22条、第23条、第26条から第28条まで、前条又は第34条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

- 第32条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員(以下「検査職員」という。)は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者又は検査職員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
 - 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
 - 4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
 - 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
 - 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払い)

- 第33条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（部分使用）

- 第34条 発注者は、第32条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。
- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
 - 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（前金払）

- 第35条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
 - 3 受注者は、第1項の規定により前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。前項の規定は、この場合について準用する。
 - 4 受注者は、前項の中間前払金の支払いを請求しようとするときは、あらかじめ、発注者又は発注者の指定する者の中間前払金に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。
 - 5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4（第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払いを受けている場合には、中間前払金を含む。以下この条から第37条まで、第41条及び第54条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。
 - 6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5（第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）を超えるとときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第38条又は第39条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
 - 7 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5（第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）の額を差し引いた額を返還しなければならない。
 - 8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(保証契約の変更)

- 第36条 受注者は、前条第5項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
 - 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

- 第37条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

(部分払)

- 第38条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料〔及び製造工場等にある工場製品〕（第13条第2項の規定により監督職員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中〇回を超えることができない。
- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料〔若しくは製造工場等にある工場製品〕の確認を発注者に請求しなければならない。
 - 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
 - 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
 - 5 受注者は、第3項の規定による確認があつたときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
 - 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が第3項前段の通知をした日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

$$\text{部分払金の額} \leq \text{第1項の請負代金相当額} \times (9/10 - \text{前払金額} / \text{請負代金額})$$

- 7 第5項の規定により部分払金の支払いがあつた後、再度部分払の請求をする場合には、第1項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となつた請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

- 第39条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だつて引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第32条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第33条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 2 前項の規定により準用される第33条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第32条第2項の検査の結果の通知をした日から14日以内に協議が

整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

$$\text{部分引渡しに係る請負代金の額} = \text{指定部分に相應する請負代金の額} \times (1 - \text{前払金額} / \text{請負代金額})$$

(国庫債務負担行為に係る契約の特則)

第40条 国庫債務負担行為（以下「国債」という。）に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

- | | | |
|---|--|---|
| | 年 度 | 円 |
| | 年 度 | 円 |
| | 年 度 | 円 |
| 2 | 支払限度額に對應する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。 | 円 |
| | 年 度 | 円 |
| | 年 度 | 円 |
| | 年 度 | 円 |
| 3 | 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。 | |

(国債に係る契約の前金払の特則)

第41条 国債に係る契約の前金払については、第35条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、同条及び第36条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第38条第1項の請負代金相当額（以下この条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払いを請求することはできない。

- 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払いを請求することができない。
- 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分（円以内）を含めて前払金の支払いを請求することができる。
- 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払いを請求することができない。
- 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第36条第3項の規定を準用する。

(国債に係る契約の部分払の特則)

第42条 国債に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。なお、中間前払金制度を選択した場合には、出来高超過額について部分払を請求することはできない。

- この契約において、前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第38条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

(a) 部分払金の額 \leq 請負代金相当額 $\times 9 / 10$
- (前会計年度までの支払金額 + 当該会計年度の部分払金額)

— {請負代金相当額—(前年度までの出来高予定額+出来高超過額)}
×当該会計年度前払金額/当該会計年度の出来高予定額

(b) 部分払金の額 ≤ 請負代金相当額 × 9 / 10

— 前会計年度までの支払金額
— (請負代金相当額—前年度までの出来高予定額)
× (当該会計年度前払金額+当該会計年度の中間前払金額)
/ 当該会計年度の出来高予定額

3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

年 度	回
年 度	回
年 度	回

(第三者による代理受領)

第43条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第33条(第39条において準用する場合を含む。)又は第38条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(前払金等の不払に対する工事中止)

第44条 受注者は、発注者が第35条、第38条又は第39条において準用される第33条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第45条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の規定において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければならない契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第46条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条又は第48条の規定によるほか、必要

があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第47条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

一 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

注 第1号は第5条第3項を使用しない場合は削除する。

二 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。

三 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。

四 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。

五 正当な理由なく、第45条第1項の履行の追完がなされないとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第48条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。

二 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。

注 第2号は第5条第3項を使用しない場合は削除する。

三 この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。

四 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。

五 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

六 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

七 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

八 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

九 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

十 第51条又は第52条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

十一 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第49条 第47条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

(公共工事履行保証証券による保証の請求)

第50条 第4条第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が第47条各号又は第48条各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者（以下この条において「代替履行業者」という。）から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

一 請負代金債権（前払金〔若しくは中間前払金〕、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。）

二 工事完成債務

三 契約不適合を保証する債務（受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。）

四 解除権

五 その他この契約に係る一切の権利及び義務（第29条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）

注 []の部分は、第35条を使用する場合には削除する。

3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。

4 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

(受注者の催告による解除権)

第51条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第52条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。

二 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解

除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第53条 第51条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第54条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 第1項の場合において、第35条(第41条において準用する場合を含む。)の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第38条及び第42条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第47条、第48条又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の利息を付した額を、解除が第46条、第51条又は第52条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第47条、第48条又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第46条、第51条又は第52条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第55条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- 一 工期内に工事を完成することができないとき。
 - 二 この工事目的物に契約不適合があるとき。
 - 三 第47条又は第48条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
 - 四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 第47条又は第48条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
 - 二 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第二号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号の場合においては、発注者は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率を乗じて計算した額を請求することができるものとする。
- 6 第2項の場合（第48条第9号及び第11号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第55条の2（A） 受注者（共同企業体にあつては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があつた場合には、変更後の請負代金額。次項において同じ。）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（注）（A）は、政府調達に関する協定（平成7年12月8日条約第23号）の適用を受ける工事以外の工事の場合に使用することとする。

- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。
- 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項第2号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があつたとされたとき。
- 三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又

は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

- 四 この契約に関し、受注者（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。次項第2号において同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 この契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する請負代金額の10分の1に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。
- 二 前項第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 3 受注者が前2項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。
- 4 受注者は、契約の履行を理由として、第1項及び第2項の違約金を免れることができない。
- 5 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 第5条の2（B） 受注者（共同企業体にあつては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。次項において同じ。）の10分の1に相当する額を違約金とし発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（注）（B）は、政府調達に関する協定（平成7年12月8日条約第23号）の適用を受けるとする工事の場合に使用することとする。

- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。
- 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項第2号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- 三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- 四 この契約に関し、受注者（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。次項第2

号において同じ。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

- 2 この契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する請負代金額の10分の1に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 一 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。
 - 二 前項第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - 三 前項第4号に該当する場合であつて、前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
 - 四 前項第4号に該当する場合であつて、受注者が発注者に入札心得第〇条(公正な入札の確保)の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 受注者が前2項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。
- 4 受注者は、契約の履行を理由として、第1項及び第2項の違約金を免れることができない。
- 5 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(受注者の損害賠償請求等)

- 第56条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- 一 第51条又は第52条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - 二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないうとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第33条第2項(第39条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

- 第57条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第32条第4項又は第5項(第39条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。
- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。
 - 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、発注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
 - 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
 - 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約

不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について修補又は損害賠償の請求を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、全各号の規定は適用しない。
- 10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督職員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（火災保険等）

- 第58条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
 - 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

（制裁金等の徴収）

- 第59条 受注者がこの契約に基づく制裁金、賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額を発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払いの日まで、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣の定める率の割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣の定める率の割合で計算した額の延滞金を追徴する。

（あっせん又は調停）

- 第60条（A） この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、契約書記載の調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、発注者と受注者とがそれぞれ負担する。
- （注） （A）は、あらかじめ調停人を選定する場合に使用する。
- 2 発注者及び受注者は、前項の調停人があっせん又は調停を打ち切ったときは、建設業法による〔 〕建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。
- （注） 〔 〕の部分には、「中央」の字句又は都道府県の名称を記入する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等又は専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、

第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、第1項のあつせん又は調停を請求することができない。

4 発注者又は受注者は、申し出により、この契約書の各条項の規定により行う発注者と受注者との間の協議に第1項の調停人を立ち合わせ、当該協議が円滑に整うよう必要な助言又は意見を求めることができる。この場合における必要な費用の負担については、同項後段の規定を準用する。

5 前項の規定により調停人の立会いのもとで行われた協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合で、発注者又は受注者の一方又は双方が第1項の調停人のあつせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認められたときは、同項の規定にかかわらず、発注者及び受注者は、審査会のあつせん又は調停によりその解決を図る。

(注) 第4項及び第5項は、調停人を協議に参加させない場合には、削除する。

第60条(B) この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による〔 〕建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあつせん又は調停によりその解決を図る。

(注) (B)は、あらかじめ調停人を選定せず、建設業法による建設工事紛争審査会により紛争の解決を図る場合に使用する。

〔 〕の部分には、「中央」の字句又は都道府県の名称を記入する。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等又は専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあつせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第61条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の〔調停人又は〕審査会のあつせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めるときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

注 〔 〕の部分は、第60条(B)を使用する場合には削除する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第62条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(補則)

第63条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

附 則

1 令和3年4月1日から令和4年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金であつて、令和4年3月31日までに払出しが行われるものについては、第37条の規定にかかわらず、当該前払金の額の100分の25を超える金額及び中間前払金の額を除き、当該工事の現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用として充当することができることとする。

[裏面参照の上、建設工事紛争審査会の仲裁に付することに合意する場合に使用する。]

仲 裁 合 意 書

工 事 名

工 事 場 所

令和 年 月 日に締結した上記建設工事の請負契約に関する紛争については、発注者及び受注者は、建設業法に規定する下記の建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

管轄審査会名

建設工事紛争審査会

〔管轄審査会名が記入されていない場合は建設業法第25条の9第1項又は第2項に定める建設工事紛争審査会を管轄審査会とする。〕

令和 年 月 日

発注者 住 所

支出負担行為担当官

氏 名

受注者 住 所

氏 名

※以下は、押印を省略する場合のみ記載すること。

(発注者連絡先)

本件責任者及び担当者：

電話番号1：000-000-000

電話番号2：000-000-000

(受注者連絡先)

本件責任者及び担当者：

電話番号1：000-000-000

電話番号2：000-000-000

[裏面]

仲 裁 合 意 書 に つ い て

- 1 仲裁合意について
仲裁合意とは、裁判所への訴訟に代えて、紛争の解決を仲裁人に委ねることを約する当事者間の契約である。
仲裁手続によってなされる仲裁判断は、裁判上の確定判決と同一の効力を有し、たとえその仲裁判断の内容に不服があっても、その内容を裁判所で争うことはできない。
- 2 建設工事紛争審査会について
建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）は、建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため建設業法に基づいて設置されており、同法の規定により、あっせん、調停及び仲裁を行う権限を有している。
また、中央建設工事紛争審査会（以下「中央審査会」という。）は国土交通省に、都道府県建設工事紛争審査会（以下「都道府県審査会」という。）は各都道府県にそれぞれ設置されている。審査会の管轄は、原則として、受注者が国土交通大臣の許可を受けた建設業者であるときは中央審査会、都道府県知事の許可を受けた建設業者であるときは当該都道府県審査会であるが、当事者の合意によって管轄審査会を定めることもできる。
審査会による仲裁は、三人の仲裁委員が行い、仲裁委員は、審査会の委員又は特別委員のうちから当事者が合意によって選定した者につき、審査会の会長が指名する。また、仲裁委員のうち少なくとも一人は、弁護士法の規定により弁護士となる資格を有する者である。
なお、審査会における仲裁手続は、建設業法に特別の定めがある場合を除き、仲裁法の規定が適用される。

明 細 表

No.1 柔構造バリア設置工		高塚治山工事(2040)					
コードNo	(構造) H=3.0m L=15.0m(3スパン)	(森林管理署名)	(事務所名)	メインブロック		サブブロック	
		熊本南部森林管理署	本署	熊本	62	人吉②	499
単価No	名 称	規 格	数	単位	単価	金額	備 考
71	[施工延長]		15.00	m	0	0	
7014	基礎ベースアンカー工	No.1 柔構造バリア設置工	1.00	式	998,258	998,258	
7018	リテンションロープアンカー工	No.1 柔構造バリア設置工	1.00	式	825,326	825,326	
7021	サポートロープアンカー工	No.1 柔構造バリア設置工	1.00	式	573,070	573,070	
7023	グラウンドプレート設置工	No.1 柔構造バリア設置工	1.00	式	1,424,316	1,424,316	
7036	柔構造バリア本体組立工	No.1 柔構造バリア設置工	1.00	式	9,741,920	9,741,920	
7056	流路疎通	0.8BH 礫質土	451.00	m3	842	379,742	
7059	運搬盛土(6.0km)	ダンプトラック10t	451.00	m3	2,291	1,033,241	
頁 計						14,975,873	
計						[14975873]	14,975,000
割出単価						998,333	
(備考)	金額計の内	労務費(運転手・助手外)	労務補正率(0%)	週休2日補正係数(1.05)		2,374,360	
	金額計の内	労務費(運転手・助手)	労務補正率(0%)	週休2日補正係数(1.05)		493,845	
	金額計の内	形成材料				10,913,906	
	金額計の内	機械賃料				0	

明 細 表

○ 1# 高塚治山工事 (20. ▼)

No.	品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考
4		間接工事費(共通仮設費)	支給品費・無償貸付機械評価額		1,384,000		
		区分費等・飛行経費			1,384,000		
		備註: 内訳工事標準費・別途算出する標準費					
(構造)	T 直接工事費(+)		16,371,000				o 適用諸経費率 1 治山地すべり工事
	A 積上仮設費等(+)		1,876,000				a 原定率共通仮設費率(%) 13.07
	S 対象額算定組込経費(+)						b 施工地域補正係数 1.0
	H 対象額算定除外経費(-)		1,384,000				c 週休2日補正係数 1.04
	P 定率仮設費算定対象額		16,863,000				d 採用仮設費率 a*b*c 13.59
No.	品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考
3739	産廃処理	木くず(幹・枝)	64.90	t	22,000	1,427,800	
3740	産廃処理	木くず(根株)	13.60	t	33,000	448,800	
	小計 (A積み上げ仮設費)		1876600			1,876,000	
3062	雨量計	転倒樹型隔測自記雨量計	70.00	日	292	20,440	
	定率現場環境改善費	(T+S)* 1.42 %	1.00	式		232,000	
	小計 (B積み上げ仮設費)		252440			252,000	
	定率共通仮設費	P * 13.59 %	1.00	式		2,291,000	
	計					4,419,000	
(備考)	(参考)金額計の内労務費の金額				0 %割増	0	

明 細 表

○ 1# 高塚治山工事 (2040) ▼

5 間接工事費 現場管理費																																																																																																																																											
(構造)		(森林管理署名)	(事務所名)	(マシナリ回分)	(マシナリ回分)	(マシナリ略称)																																																																																																																																					
		熊本南部森林管理署	本署	62	499	熊本																																																																																																																																					
単価No	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額																																																																																																																																					
	現場管理費		1.0	式	-	8,307,000																																																																																																																																					
	計					8,307,000																																																																																																																																					
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">A 直接工事費</td> <td></td> <td style="text-align: right;">16,371,000 円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>B 純工事費</td> <td>(A + 共仮費)</td> <td style="text-align: right;">20,790,000 円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>C 飛行費</td> <td>(処分費等一部含)</td> <td style="text-align: right;">1,384,000 円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>D 現場管理費算定対象額</td> <td>(B - C)</td> <td style="text-align: right;">19,406,000 円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>E 現場管理费率</td> <td>(Dで算定)</td> <td style="text-align: right;">40.39 %</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">1 治山地すべり工事</td> </tr> <tr> <td>F 施工時期補正 設定工期</td> <td>(標準工期)</td> <td style="text-align: center;">0 日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">(258 日)</td> </tr> <tr> <td>G 冬期期間内工期</td> <td></td> <td style="text-align: center;">0 日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>H 級地区分補正係数</td> <td></td> <td style="text-align: center;">0.00</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>I 冬期率(I年度内工期率)</td> <td>(G/F * 100)</td> <td style="text-align: center;">0 %</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">(零国の場合年度内工期率と読替)</td> </tr> <tr> <td>J 冬期補正率</td> <td>(H * I / 100)</td> <td style="text-align: center;">0.00 %</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>K 真夏日</td> <td></td> <td style="text-align: center;">0 日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>L 真夏日率</td> <td>(K/F * 100)</td> <td style="text-align: center;">0 %</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>M 熱中症対策補正率</td> <td>(L * 1.2 / 100)</td> <td style="text-align: center;">0.00 %</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>N 施工地域補正係数</td> <td></td> <td style="text-align: center;">1.00</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>O 週休2日補正係数</td> <td></td> <td style="text-align: center;">1.06</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>P 補正現場管理费率</td> <td>(E * N + (J + M)) * O</td> <td style="text-align: center;">42.81 %</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">(J + Mの最大は2.0%)</td> </tr> <tr> <td>Q 算定現場管理費</td> <td>(D * P / 100)</td> <td style="text-align: right;">8,307,708 円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>R 端数切捨額</td> <td>(千円止)</td> <td style="text-align: right;">-708 円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S 現場管理費</td> <td>(Q + R)</td> <td style="text-align: right;">8,307,000 円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>							A 直接工事費		16,371,000 円					B 純工事費	(A + 共仮費)	20,790,000 円					C 飛行費	(処分費等一部含)	1,384,000 円					D 現場管理費算定対象額	(B - C)	19,406,000 円					E 現場管理费率	(Dで算定)	40.39 %				1 治山地すべり工事	F 施工時期補正 設定工期	(標準工期)	0 日				(258 日)	G 冬期期間内工期		0 日					H 級地区分補正係数		0.00					I 冬期率(I年度内工期率)	(G/F * 100)	0 %				(零国の場合年度内工期率と読替)	J 冬期補正率	(H * I / 100)	0.00 %					K 真夏日		0 日					L 真夏日率	(K/F * 100)	0 %					M 熱中症対策補正率	(L * 1.2 / 100)	0.00 %					N 施工地域補正係数		1.00					O 週休2日補正係数		1.06					P 補正現場管理费率	(E * N + (J + M)) * O	42.81 %				(J + Mの最大は2.0%)	Q 算定現場管理費	(D * P / 100)	8,307,708 円					R 端数切捨額	(千円止)	-708 円					S 現場管理費	(Q + R)	8,307,000 円				
A 直接工事費		16,371,000 円																																																																																																																																									
B 純工事費	(A + 共仮費)	20,790,000 円																																																																																																																																									
C 飛行費	(処分費等一部含)	1,384,000 円																																																																																																																																									
D 現場管理費算定対象額	(B - C)	19,406,000 円																																																																																																																																									
E 現場管理费率	(Dで算定)	40.39 %				1 治山地すべり工事																																																																																																																																					
F 施工時期補正 設定工期	(標準工期)	0 日				(258 日)																																																																																																																																					
G 冬期期間内工期		0 日																																																																																																																																									
H 級地区分補正係数		0.00																																																																																																																																									
I 冬期率(I年度内工期率)	(G/F * 100)	0 %				(零国の場合年度内工期率と読替)																																																																																																																																					
J 冬期補正率	(H * I / 100)	0.00 %																																																																																																																																									
K 真夏日		0 日																																																																																																																																									
L 真夏日率	(K/F * 100)	0 %																																																																																																																																									
M 熱中症対策補正率	(L * 1.2 / 100)	0.00 %																																																																																																																																									
N 施工地域補正係数		1.00																																																																																																																																									
O 週休2日補正係数		1.06																																																																																																																																									
P 補正現場管理费率	(E * N + (J + M)) * O	42.81 %				(J + Mの最大は2.0%)																																																																																																																																					
Q 算定現場管理費	(D * P / 100)	8,307,708 円																																																																																																																																									
R 端数切捨額	(千円止)	-708 円																																																																																																																																									
S 現場管理費	(Q + R)	8,307,000 円																																																																																																																																									
備考																																																																																																																																											

割 増 単 価 表

7010 基礎ベースアンカー材料費			熊本南部森林管理署 本署				
コードNo	(構造)	メインブロック		サブブロック		作成単位	
		熊本	62	人吉②	499	1 式	
単価No	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
3710	山側全ねじ異形棒鋼	D32 L=3.7m	1.000	本	17,000	17,000	
3711	山側全ねじ異形棒鋼	D32 L=2.7m	1.000	本	12,400	12,400	
3712	山側全ねじ異形棒鋼	D32 L=2.2m	2.000	本	10,100	20,200	
3713	谷側全ねじ異形棒鋼	D32 L=3.7m	1.000	本	17,000	17,000	
3714	谷側全ねじ異形棒鋼	D32 L=2.7m	3.000	本	12,400	37,200	
3701	ナット(上部)	D32用	8.000	個	3,500	28,000	
3702	ナット(下部)	D32用	8.000	個	1,540	12,320	
3703	ワッシャー	D32用	12.000	個	520	6,240	
3704	球面ワッシャー	D32用	4.000	個	1,200	4,800	
3705	カプラー	D32用	2.000	個	10,000	20,000	
3706	頭部防錆キャップ	D32用	8.000	個	3,000	24,000	
3707	充填剤		8.000	本	1,680	13,440	
3708	補強鋼管	STPG370	4.000	個	16,500	66,000	
3709	チョーサンスペンサー		16.000	個	600	9,600	
	計	週休:4週8休以上				288,200	
		単 価			1.0 式当り	288,200	
		単価の内労務費の金額				0	
		単価の内形成材料の金額				288,200	
[摘要]							

割 増 単 価 表

7017 耐荷試験工(リテイニングロープアンカー)		熊本南部森林管理署 本署					
コードNo	(構造)	メインブロック		サブブロック		作成単位	
		熊本	62	人吉②	499	1本	
単価No	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
* 24	土木一般世話役	令和4年3月労賃	0.400	人	25,830	10,332	
* 1	特殊作業員	令和4年3月労賃	0.400	人	22,785	9,114	
* 2	普通作業員	令和4年3月労賃	0.800	人	19,320	15,456	
1000	諸 雑 費	対象金額に対する割合	16.000	%	34,902	5,584	
計		週休:4週8休以上				40,486	
		単 価			1.0 本当り	40,486	
		単価の内労務費の金額				34,902	
		単価の内形成材料の金額				0	
[摘要]							

割 増 単 価 表

7023 グラウンドプレート設置工			熊本南部森林管理署 本署				
コードNo	(構造) No.1 柔構造バリア設置工	規 格	メインブロック		サブブロック		作成単位
			熊本	62	人吉②	499	1 式
単価No	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
7022	グラウンドプレート設置工		4.000	箇所	356,079	1,424,316	
計		週休:4週8休以上				1,424,316	
		単 価			1.0 式当り	1,424,316	
		単価の内労務費の金額				174,512	
		単価の内形成材料の金額				1,180,000	
[摘要]							

割 増 単 価 表

7025 支柱組立材料費			熊本南部森林管理署 本署				
コードNo	(構造)	メインブロック		サブブロック		作成単位	
		熊本	62	人吉②	499	1式	
単価No	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
3722	支柱アッセンブリー	L=3.0m(接続ボルト付属)	4.000	組	423,000	1,692,000	
計		週休:4週8休以上				1,692,000	
		単 価			1.0 式当り	1,692,000	
		単価の内労務費の金額				0	
		単価の内形成材料の金額				1,692,000	
[摘要]							

割 増 単 価 表

7027 リティニングロープ材料費			熊本南部森林管理署 本署				
コードNo	(構造)	メインブロック		サブブロック		作成単位	
		熊本	62	人吉②	499	1式	
単価No	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
3723	リティニングロープ	Φ18 L=12.5m	2.000	本	203,000	406,000	
3724	リティニングロープ	Φ18 L=13.0m	2.000	本	205,000	410,000	
3725	ワイヤロープクリップ	3/4"	16.000	個	1,600	25,600	
計		週休:4週8休以上				841,600	
		単 価			1.0 式当り	841,600	
		単価の内労務費の金額				0	
		単価の内形成材料の金額				841,600	
[摘要]							

割 増 単 価 表

7029 パーチカルロープ材料費			熊本南部森林管理署 本署				
コードNo	(構造)	メインブロック		サブブロック		作成単位	
		熊本	62	人吉②	499	1 式	
単価No	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
3727	パーチカルロープ	Φ20 L=12.5m	2.000	本	90,700	181,400	
3728	ワイヤロープクリップ	EN 13411-5 NG19	4.000	個	1,300	5,200	
計		週休:4週8休以上				186,600	
		単 価			1.0 式当り	186,600	
		単価の内労務費の金額				0	
		単価の内形成材料の金額				186,600	
[摘要]							

割 増 単 価 表

7031 ラテラルロープ材料費			熊本南部森林管理署 本署				
コードNo	(構造)	メインブロック		サブブロック		作成単位	
		熊本	62	人吉②	499	1式	
単価No	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
3729	ラテラルロープ	Φ22 L=5.0m	1.000	本	85,400	85,400	
3730	ラテラルロープ	Φ22 L=4.0m	1.000	本	77,800	77,800	
3726	ワイヤロープクリップ	7/8"	8.000	個	2,480	19,840	
計		週休:4週8休以上				183,040	
		単 価			1.0 式当り	183,040	
		単価の内労務費の金額				0	
		単価の内形成材料の金額				183,040	
[摘要]							

割 増 単 価 表

7035 柔構造バリア材料費			熊本南部森林管理署 本署				
コードNo	(構造)	メインブロック		サブブロック		作成単位	
		熊本	62	人吉②	499	1式	
単価No	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
3737	柔構造バリア	H=3.0m*L=5.0m用	3.000	枚	1,470,000	4,410,000	
3738	シャックル	5/8"	136.000	個	1,920	261,120	
計		週休:4週8休以上				4,671,120	
		単 価			1.0 式当り	4,671,120	
		単価の内労務費の金額				0	
		単価の内形成材料の金額				4,671,120	
[摘要]							

割 増 単 価 表

7037 資機材搬入・搬出工			熊本南部森林管理署 本署				
コードNo	(構造)	メインブロック		サブブロック		作成単位	
		熊本	62	人吉②	499	1式	
単価No	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
24	土木一般世話役	令和4年3月労賃	0.500	人	25,830	12,915	
6	とび工	令和4年3月労賃	2.000	人	24,465	48,930	
2	普通作業員	令和4年3月労賃	4.000	人	19,320	77,280	
計		週休:4週8休以上			139,125		
		単 価			139,125		1.0 式当り
		単価の内労務費の金額			139,125		
		単価の内形成材料の金額			0		
[摘要]							

割 増 単 価 表

7042 流木積込		熊本南部森林管理署 本署					
コードNo	(構造)	メインブロック		サブブロック		作成単位	
治局7-2-1	グラップルローダー(1日当たり)低質材(N・L込)	熊本	62	人吉②	499	1 m3	
単価No	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
6245	積込	低質材 N・L込 グラップルローダ	1.000	m3	1,287	1,287	
計		週休:4週8休以上				1,287	
		単 価		1.0 m3当り		1,287	
		単価の内労務費の金額				590	
		単価の内形成材料の金額				0	
[摘要]							

割 増 単 価 表

7044 根株積込		熊本南部森林管理署 本署					
コードNo 共1-2-2(3)	(構造) BH0.45	メインブロック		サブブロック		作成単位	
		熊本	62	人吉②	499	1 m3	
単価No	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
6246	根株積込	BH 0.45	1.000	m3	3,297	3,297	
計		週休:4週8休以上				3,297	
		単 価			1.0 m3当り	3,297	
		単価の内労務費の金額				1,828	
		単価の内形成材料の金額				0	
[摘要]							

割 増 単 価 表

7045 根株運搬		熊本南部森林管理署 本署					
コードNo 共1-2-2(4)	(構造) 運搬距離9.4km	メインブロック		サブブロック		作成単位	
		熊本	62	人吉②	499	17 m3	
単価No	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
4144	ダンプトラック運転経費	10t (+0%) タイヤ損耗費:良好	11.720	時間	9,332	109,371	
計		週休:4週8休以上				109,371	
		単 価			1.0 m3当り	6,434	
		単価の内労務費の金額				2,338	
		単価の内形成材料の金額				0	
[摘要] ① $Vt=60/Cm*q*E(m3/h)$ ③ $\alpha=3.6/10*2.9*60=62.64$ 分(作業時間) ⑤ $Vt=60/107.76*2.9*0.9=1.453\approx 1.45m3/h$ ② $Cm=\beta*L+\alpha$ ④ $Cm=4.8*9.4+62.64=107.76$ 分(サイクルタイム) ⑥ $17/1.45=11.72$ (11.72*ダンプトラック1時間当たりの運転単価)							

割 増 単 価 表

7048 大型土のう制作・設置・撤去			熊本南部森林管理署 本署				
コードNo 共8-9	(構造) バックホウ0.8m3(クレーン機能付き)	メインブロック		サブブロック		作成単位	
単価No	名 称	規 格	熊 本	62	人吉②	499	
			数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
3741	耐候性大型どこのう	φ110(丸型)*110(1年)	10.000	枚	2,625	26,250	
5267	大型土のう工[製作・設置](普)	BH0.6m3級(クレーン機能付)設置 別途材料費加算	10.000	袋	3,459	34,590	
6285	大型土のう撤去工	BH0.6m3級(クレーン機能付)	10.000	袋	676	6,760	
計		週休:4週8休以上				67,600	
		単 価			1.0 袋当り	6,760	
		単価の内労務費の金額				3,036	
		単価の内形成材料の金額				2,625	
[摘要]							

割 増 単 価 表

7050 産廃処理		熊本南部森林管理署 本署					
コードNo	(構造) 木くず(幹・枝)	メインブロック		サブブロック		作成単位	
		熊本	62	人吉②	499	1 t	
単価No	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
3702	ナット(下部)	D32用	1.000	個	1,540	1,540	
計		週休:4週8休以上				1,540	
		単 価			1.0 t当り	1,540	
		単価の内労務費の金額				0	
		単価の内形成材料の金額				1,540	
[摘要]							

割 増 単 価 表

7051 産廃処理		熊本南部森林管理署 本署					
コードNo	(構造) 木くず(根株)	メインブロック		サブブロック		作成単位	
		熊本	62	人吉②	499	1 t	
単価No	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
3703	ワッシャー	D32用	1.000	個	520	520	
計		週休:4週8休以上				520	
		単 価			1.0 t当り	520	
		単価の内労務費の金額				0	
		単価の内形成材料の金額				520	
[摘要]							

割 増 単 価 表

7053 路面補修			熊本南部森林管理署 本署				
コードNo	(構造)	メインブロック		サブブロック		作成単位	
局林1-1-15	バックホウ 0.45m3	熊本	62	人吉②	499	100 m	
単価No	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
2	普通作業員	令和4年3月労賃	1.000	人	19,320	19,320	
4033	バックホウ運転経費	山積0.45m3[0.35m3]割増 0%	1.590	時間	7,709	12,257	
計		週休:4週8休以上				31,577	
		単 価			1.0 m当り	316	
		単価の内労務費の金額				251	
		単価の内形成材料の金額				0	
[摘要]							

割 増 単 価 表

7054 砂利路盤工		熊本南部森林管理署 本署					
コードNo	(構造) 人力砂利敷均し	メインブロック		サブブロック		作成単位	
		熊本	62	人吉②	499	1 m3	
単価No	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
2	普通作業員	令和4年3月労賃	0.110	人	19,320	2,125	
3742	クラッシャーラン(再生)	40-0mm	1.000	m3	4,000	4,000	
計		週休:4週8休以上				6,125	
		単 価			1.0 m3当り	6,125	
		単価の内労務費の金額				2,125	
		単価の内形成材料の金額				4,000	
[摘要]							

割 増 単 価 表

7055 現道補修			熊本南部森林管理署 本署				
コードNo	(構造)	メインブロック		サブブロック		作成単位	
		熊本	62	人吉②	499	1000 m	
単価No	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
7053	路面補修	バックホウ 0.45m3	1000.000	m	316	316,000	
7054	砂利路盤工	人力砂利敷均し	300.000	m3	6,125	1,837,500	
計		週休:4週8休以上				2,153,500	
		単 価			1.0 m当り	2,154	
		単価の内労務費の金額				889	
		単価の内形成材料の金額				1,200	
[摘要]							

割 増 単 価 表

7057 盛土の積込費		熊本南部森林管理署 本署					
コードNo	(構造) BH=0.8	メインブロック		サブブロック		作成単位	
		熊本	62	人吉②	499	1 m3	
単価No	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
5828	ルーズ積込 砂・砂質土・粘性土・礫質土	0.8BH ルーズ 山地治山B 溪間工	1.000	m3	421	421	
計		週休:4週8休以上				421	
		単 価			1.0 m3当り	421	
		単価の内労務費の金額				142	
		単価の内形成材料の金額				0	
[摘要]							

割 増 単 価 表

7059 運搬盛土(6.0km)			熊本南部森林管理署 本署				
コードNo	(構造) ダンプトラック10t	メインブロック		サブブロック		作成単位	
		熊本	62	人吉②	499	1 m3	
単価No	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
7057	盛土の積込費	BH=0.8	1.000	m3	421	421	
4145	ダンプトラック運転経費	10t (+0%) タイヤ換耗費:普通	1/6.5	時間	9,422	1,450	
7058	敷均し締固め(路体)	11t級BD(普通)	1.000	m3	420	420	
計						週休:4週8休以上	2,291
単 価						1.0 m3当り	2,291
単価の内労務費の金額							859
単価の内形成材料の金額							0
[摘要] Cm=4.8*6.0+15=43.8 Vt=60/43.8*5.3*0.9=6.53≒6.5							

施工パッケージ単価計算

施工パッケージ名称				登録番号		コートNo.	
削孔(アンカー)90mm				8007		施工パ-096-11	
積算単位	標準単価	積算単価	条件区分				
m	11,042.00	10,810.00					
足場工の有無	有り(スキッド型)						
方式	二重管方式						
呼び径	90mm						
土質	レキ質土						
機労材			代表規格	構成比	基準単価	熊本	
K(機械)			*印:賃料	27.38			
K1	ボーリングマシン[ロータリーパーカッション式・スキッド型] 55kW級			23.01	53,300	53,300	
K2	-			-			
K3	-			-			
R(労務)				32.82			
R1	普通作業員			12.85	21,600	18,400	
R2	土木一般世話役			7.38	25,500	24,600	
R3	特殊作業員			7.35	24,700	21,700	
R4	-			-			
Z(材料)				39.80			
Z1	リングビット φ90mm用			9.75	53,600	53,600	
Z2	ドリルパイプ φ90mm用(1.5m)			9.45	52,250	52,250	
Z3	インナーロッド φ90mm用(1.5m)			7.55	37,900	37,900	
Z4	インナービット φ90mm用			4.36	30,150	30,150	
S(市場単価)				-			
計算式							
$\text{積算単価} = 11,042.00 \times \left[\left(\frac{23.01}{100} \times 53,300 + \frac{0}{100} \times 0 + \frac{0}{100} \times 0 \right) \times 27.38 + \left(\frac{12.85}{100} \times 21,600 + \frac{7.38}{100} \times 25,500 + \frac{7.35}{100} \times 24,700 + \frac{0}{100} \times 0 \right) \times 32.82 + \left(\frac{9.75}{100} \times 53,600 + \frac{9.45}{100} \times 52,250 + \frac{7.55}{100} \times 37,900 + \frac{4.36}{100} \times 30,150 \right) \times 39.80 + \frac{0}{100} \times 0 + \frac{27.38}{100} \times 0 - \frac{32.82}{100} - \frac{39.80}{100} + 0.00 \right]$							
積算単価 = 10,810.00							
週休:4週8休以上							

施工パッケージ単価計算

施工パッケージ名称				登録番号		コートNo.	
削孔(アンカー)90mm				8008		施工パ-096-13	
積算単位	標準単価	積算単価	条件区分				
m	13,598.00	13,320.00					
足場工の有無	有り(スキッド型)						
方式	二重管方式						
呼び径	90mm						
土質	軟岩						
機労材			代表規格	構成比	基準単価	熊本	
K(機械)			*印:賃料	26.27			
	K1	ボーリングマシン[ロータリーパーカッション式・スキッド型] 55kW級		22.08	53,300	53,300	
	K2	-		-			
	K3	-		-			
R(労務)				31.48			
	R1	普通作業員		12.33	21,600	18,400	
	R2	土木一般世話役		7.08	25,500	24,600	
	R3	特殊作業員		7.05	24,700	21,700	
	R4	-		-			
Z(材料)				42.25			
	Z1	ドリルパイプ φ90mm用(1.5m)		11.20	52,250	52,250	
	Z2	インナーロッド φ90mm用(1.5m)		9.47	37,900	37,900	
	Z3	リングビット φ90mm用		9.46	53,600	53,600	
	Z4	インナービット φ90mm用		3.54	30,150	30,150	
S(市場単価)				-			
計算式							
$\text{積算単価} = 13,598.00 \times \left\{ \left(\frac{22.08}{100} \times \frac{53,300}{53,300} + \frac{0}{100} \times \frac{0}{0} + \frac{0}{100} \times \frac{0}{0} \right) \times \frac{26.27}{100} + \left(\frac{12.33}{100} \times \frac{19,320}{21,600} + \frac{7.08}{100} \times \frac{25,830}{25,500} + \frac{7.05}{100} \times \frac{22,785}{24,700} + \frac{0}{100} \times \frac{0}{0} \right) \times \frac{31.48}{100} + \left(\frac{11.20}{100} \times \frac{52,250}{52,250} + \frac{9.47}{100} \times \frac{37,900}{37,900} + \frac{9.46}{100} \times \frac{53,600}{53,600} + \frac{3.54}{100} \times \frac{30,150}{30,150} \right) \times \frac{42.25}{100} + \frac{0}{100} \times \frac{0}{0} + \frac{0}{100} \times \frac{26.27}{100} + \frac{0}{100} \times \frac{31.48}{100} + \frac{0}{100} \times \frac{42.25}{100} + \frac{0.00}{100} \right\}$							
積算単価 = 13,320.00							
週休:4週8休以上							

施工パッケージ単価計算

施工パッケージ名称				登録番号	コードNo.	
削孔(アンカー)115mm				8009	施工パ-096-16	
積算単位	標準単価	積算単価	条件区分			
m	13,712.00	13,430.00				
足場工の有無	有り(スキッド型)					
方式	二重管方式					
呼び径	115mm					
土質	レキ質土					
機労材						
代表規格			構成比	基準単価	熊本	
K(機械)	*印:賃料			28.72		
K1	ボーリングマシン[ロータリーパーカッション式・スキッド型] 55kW級			24.14	53,300	53,300
K2	-			-		
K3	-			-		
R(労務)				34.42		
R1	普通作業員			13.48	21,600	18,400
R2	土木一般世話役			7.74	25,500	24,600
R3	特殊作業員			7.71	24,700	21,700
R4	-			-		
Z(材料)				36.86		
Z1	リングビット φ115mm用			9.85	67,000	67,000
Z2	ドリルパイプ φ115mm用(1.5m)			7.81	53,600	53,600
Z3	インナーロッド φ115mm用(1.5m)			6.46	40,300	41,150
Z4	インナービット φ115mm用			4.84	41,500	41,500
S(市場単価)	-			-		
計算式						
$\text{積算単価} = 13,712.00 \times \left\{ \left(\frac{24.14}{100} \times \frac{53,300}{53,300} + \frac{0}{100} \times \frac{0}{0} + \frac{0}{100} \times \frac{0}{0} \right) \times \frac{28.72}{28.72} + \left(\frac{13.48}{100} \times \frac{19,320}{21,600} + \frac{7.74}{100} \times \frac{25,500}{25,500} + \frac{7.71}{100} \times \frac{24,700}{24,700} + \frac{0}{100} \times \frac{0}{0} \right) \times \frac{34.42}{34.42} + \left(\frac{9.85}{100} \times \frac{67,000}{67,000} + \frac{7.81}{100} \times \frac{53,600}{53,600} + \frac{6.46}{100} \times \frac{41,150}{41,150} + \frac{4.84}{100} \times \frac{41,500}{41,500} \right) \times \frac{36.86}{36.86} + \frac{0}{100} \times \frac{0}{0} + \frac{28.72}{100} - \frac{34.42}{100} - \frac{36.86}{100} + \frac{0.00}{100} \right\}$						
積算単価 = 13,430.00						
週休:4週8休以上						

施工パッケージ単価計算

施工パッケージ名称				登録番号		コートNo.	
削孔(アンカー)115mm				8010		施工パ-096-18	
積算単位	標準単価	積算単価		条件区分			
m	16,591.00	16,270.00					
足場工の有無	有り(スキッド型)						
方式	二重管方式						
呼び径	115mm						
土質	軟岩						
機労材				代表規格	構成比	基準単価	熊本
K(機械)				*印:賃料	27.60		
	K1	ボーリングマシン[ロータリーパーカッション式・スキッド型] 55kW級			23.20	53,300	53,300
	K2	-			-		
	K3	-			-		
R(労務)					33.08		
	R1	普通作業員			12.95	21,600	18,400
	R2	土木一般世話役			7.44	25,500	24,600
	R3	特殊作業員			7.41	24,700	21,700
	R4	-			-		
Z(材料)					39.32		
	Z1	リングビット φ115mm用			9.78	67,000	67,000
	Z2	ドリルパイプ φ115mm用(1.5m)			9.36	53,600	53,600
	Z3	インナーロッド φ115mm用(1.5m)			8.25	40,300	41,150
	Z4	インナービット φ115mm用			4.00	41,500	41,500
S(市場単価)					-		
計算式							
$\begin{aligned} \text{積算単価} = & 16,591.00 \times \left\{ \left(\frac{23.20}{100} \times \frac{53,300}{53,300} + \frac{0}{100} \times \frac{0}{0} + \frac{0}{100} \times \frac{0}{0} \right) \times \frac{27.60}{27.60} + \left(\frac{12.95}{100} \times \frac{19,320}{21,600} + \frac{7.44}{100} \times \frac{25,830}{25,500} + \frac{7.41}{100} \times \frac{22,785}{24,700} + \frac{0}{100} \times \frac{0}{0} \right) \times \frac{33.08}{33.08} \right. \\ & + \left(\frac{9.78}{100} \times \frac{67,000}{67,000} + \frac{9.36}{100} \times \frac{53,600}{53,600} + \frac{8.25}{100} \times \frac{41,150}{40,300} + \frac{4.00}{100} \times \frac{41,500}{41,500} \right) \times \frac{39.32}{39.32} \\ & \left. + \frac{0}{100} \times \frac{0}{0} + \frac{0}{100} \times \frac{27.60}{27.60} + \frac{33.08}{100} \times \frac{33.08}{33.08} + \frac{39.32}{100} \times \frac{39.32}{39.32} + \frac{0.00}{100} \times \frac{0.00}{0.00} \right\} \\ \text{積算単価} = & 16,270.00 \end{aligned}$							
週休:4週8休以上							